

目 次

- 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について ..... 1
- 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について ..... 1
- 長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則の一部改正について ..... 4

公告第 7 号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、平成 22 年 5 月 25 日招集の第 140 回組合会において議決されたので公告する。

平成 22 年 5 月 31 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 中 沢 一

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年公告第 4 号）の一部を次のように変更する。

附則第 2 項中「附則第 12 項」を「附則第 13 項」に改める。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

公告第 8 号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、平成 22 年 5 月 25 日招集の第 140 回組合会において議決されたので公告する。

平成 22 年 5 月 31 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 中 沢 一

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則(昭和 46 年制定)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「金額」の次に「を貸付額とすることができる。」を加える。

第 7 条第 1 項中「3. 46」を「4. 36」に、「2. 88」を「3. 63」に、「3. 2」を「4. 1」に改める。

第 9 条の見出しを「(債権保全に係る一部負担金)」に改め、同条第 1 項中「納付」を「負担」に改め、同条第 2 項中「規定する」の次に「一部負担金を負担するときは、第 7 条第 1 項の規定による利息と併せて納付するものとし、」を加え、同条第 3 項を削る。

第 13 条第 1 項中「対象となった不動産」の次に「(土地及びその定着物をいう。以下同じ。)」を加え、「するものとする」を「しなければならない」に改める。

第 14 条第 4 項中「1. 88」を「2. 33」に改める。

附則第 4 項第 1 号中「3. 2」を「4. 1」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公告の日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定及び第 13 条第 1 項の改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の長野県市町村職員共済組合貸付規則(以下「貸付規則」という。)の規定は、平成 22 年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)から適用する。

(利息等に関する経過措置)

- 3 貸付規則附則第 4 項の規定は、適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 4 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号)

附則第 3 条の 2 に規定する特例期間のうち財政融資資金法(昭和 26 年法律第 100 号) 第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が 10 年の預託金 に係るもの(以下「財政融資資金利率」という。)が年 4. 1 %を下回っている間が 終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第 4 項に規定する当該末日の翌日以後 3 月以内の日で理事長の定める日(以下「特例期間等の終了の日」という。)以前 に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る特例期間等の終了の日後 の償還期間における利息については、第 7 条第 1 項に規定する貸付利率を適用する。

5 適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用 日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に 係る未償還元金(第 16 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。)を適用日に貸 し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還し たとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切 替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

6 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第 4 項各号に掲げる 区分に応じた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る利息が改定され た場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規則附則第 4 項に規定 する当該改定された日以後 3 月以内の日で理事長が定める日(以下「改定日等」と いう。)の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日 における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金(第 16 条 第 1 項各号の事由に該当するものを除く。)を改定日等に貸し付け、改定日等の前日 における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用 されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な 事項は、別に理事長が定める。

7 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の 貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例 期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金(第 16 条第 1 項各号の事由 に該当するものを除く。)を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の 終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還し たとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切 替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

公告第 9 号

長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、平成 22 年 5 月 25 日招集の第 140 回組合会において議決されたので公告する。

平成 22 年 5 月 31 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 中 沢 一

長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則（昭和 54 年制定）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「附則第 12 項」を「附則第 13 項」に改める。

附 則

この規則は、公告の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。